

近角常観の郷土における宗教活動と ネットワーク（下）

三 宅 正 隆

目次（上）

- 1 はじめに
- 2 近角常観の生い立ち、親族関係
 - 2.1 常観の実母千代野と親族
 - 2.2 常観の従弟大観と継母雪枝
 - 2.3 書簡類の翻刻と解題について
- 3 書簡、ハガキの解題
 - 3.1 常観の欧米視察 [資料1]
 - 3.2 ベルリンへの便り [資料2]
 - 3.2.1 常音への受験アドバイス
 - 3.2.2 西田幾多郎と常観
 - 3.2.3 ベルリンからの帰国
 - 3.2.4 『政教時報』、『求道』の発刊と休刊事情
 - 3.2.5 井口乗海の回心告白

資料：翻刻 [資料1]、翻刻 [資料2]

（以下「下」）

- 3.3 求道会館設立まで [資料3] [資料4] [資料5]
 - 3.3.1 常音の受験および丸山環と池山栄吉の接点
 - 3.3.2 姉川地震と郷土の同朋ネットワーク
 - 3.3.3 求道会館落慶式と落慶記念品
- 3.4 句仏事件と郷土の支援者 [資料6]
- 3.5 病床生活への見舞状 [資料7] [資料8] [資料9] [資料10]
- 3.6 除名処分の宥免と家族 [資料11]

3.7 疎開と雪枝の27回忌 [資料12]

4 おわりに

資料：翻刻 [資料3] ～翻刻 [資料12]

3.3 求道会館設立まで [資料3] [資料4] [資料5]

3.3.1 常音の受験および丸山環と池山栄吉の接点

[資料3] は1908 (明治41) 年に丸山から常音宛てに出されたハガキで、岡山から上京して、しばらく滞在する旨の通知である。丸山は上京した折には何かと近角一家に世話になっていたようである。丸山は同じ年の秋には名古屋へ転居している。その転居通知が [資料4] である。

名古屋の旧制八高は1908 (明治41) 年3月に設置された最後の「ナンバースクール」。丸山が六高の教授についたのが1900年で、この年八高開設に伴って名古屋へ移っている。文部省にいたせいか、しばしば旧高等学校が開設されると、そこに赴任している。1919年には再度六校に帰っているが、その時は校長としての赴任であった。その間文部省の視学官、督学官を勤めている。何かの原稿を依頼されていたようで、資料については第八高等学校へ転送してほしいとの旨記している。

[資料5] の書簡はやはり丸山から出された常観宛の親展封書で、常音の進学についての返信である。常観45歳、常音32歳である。牛込で投函されているが、丸山環は六高の校長として岡山に移る前で、八高教授から督学官になった時と思われる。書簡の内容は「御尋に対し左に愚見開陳仕候」とあるように常観から弟の進学について相談を受け、それに対して私見を述べたものであるが、用件のみが記され、この時期再び常音の進学問題が浮上し、この件で双方でやりとりが続いていたと思われる。

前の [資料2] では一高受験の希望に対して四高を勧めた書簡を紹介したが、今回のやり取りでは、常観は一高または三高を打診していたようで、これに対して丸山は自分の勤めていた八高の良さを説明しつつ、受験を勧めている。[資料2] の手紙で丸山が四高を推薦してから15年経過し、また常音氏は32歳になっている計算になるが、この間何が起こったか詳しい事情については不明である。話題に上がっている人物が誰かは明記されていないが、常音に間違いなからう。書簡最後に書かれている「追って三宅より…」については、詳細はわからない。

先にも少し触れたが、常観が東本願寺の命により海外の政教視察に派遣された際一緒に行ったのが池山栄吉である。岡山時代の池山については知られていない部分が多いが、最近梶井一暁が六高時代の池山について詳しく論じた論文を発表している⁹⁷⁾。梶井は、1906 (明治39) 年に池山が六高ドイツ語教師として岡山へ赴任した際、近角の支援があったことが池山が近角に宛てた手紙から判明すると指摘している。手紙に「…丸山にも…校長にも逢って、万事好都合に運んだから安心してくれ玉へ。僕の身の振方に付いてはいつも兄に厄介をかける…」

という箇所があり、「おそらく丸山氏あたりに常観が口をきいて就職の世話をしたのではないか」⁹⁸⁾との推測である。丸山、池山との関係については、この後丸山が1924年に校長として旧制甲南高等学校に赴任する時、池山も甲南に移っていることから、六高時代を通して、良好な関係が続いていたと考えられる。

池山栄吉は常観とは欧州留学前から宗教法案反対運動に参加するなど「盟友」で、『意識歎異鈔』や『独訳歎異鈔』を著している。『独訳歎異鈔』には常観が序文を書いているし、当時の『求道』では常観による独訳歎異抄についての紹介文や『意識歎異鈔』の解説なども掲載されている⁹⁹⁾。『求道』は前にも書いたように、最終的な休刊までの数年間は年2、3号しか発行されておらず、内容も常観自身の講話の筆記記事や論説に限られていた。その中であって、「信仰書簡」として信者からの書簡が2、3掲載されている。その中の一人が池山で、14巻第1号（大正7年3月）では池山の妻清から前年の11月に届いた胃痛であることの告知が掲載され、14巻第3号（大正7年6月）では池山本人から妻の死について、翌年の15巻第3号（大正8年11月）では母親の死についてと、相次ぐ人生の試練を伝える手紙が掲載されている。これらは一般的な書簡ではなく、死に直面しながら弥陀の慈悲を喜ぶ思いを伝える、文字通り「信仰書簡」となっている。池山は1938（昭和13）年、ちょうど常観の長男文常が戦死した1ヶ月後に67歳で逝去している。追悼の中で常観は「明治32年山形内閣の第一回宗教法案の時…意見を同じうし、研究の結果を斉して馳せ参じたる池山栄吉君…と私は同功一体40年の信交にして、歎異抄一冊は其間を結ぶ因縁であつた」と二人の強い絆について記している¹⁰⁰⁾。この常観にとってかけがえのない池山との別れが、当時発行していた機関紙『信界建現』の廃刊を決意させる一因にもなったと思われる¹⁰¹⁾。

『求道』（第3号、明治37年4月）には池山栄吉の意外な一面を知ることができるアナウンスと広告が掲載されている。それは「徳香社煙草店」開業の広告で、広告主は池山である。内外諸種の煙草を販売しますとのアナウンス（「編集余録」）がある。この広告によれば、営利目的の店ではなかったらしく、利益は悉く社会的慈善事業に充当する旨の但し書きがある。その上、徳香社については「社会的慈善事業（例えば、労働紹介、失業者労働場、改良安泊、職工寄宿所、実業夜学校、貧民貸家等）を経営致します」とある。しかし、この社会事業参画の企ては結局挫折し、そのあと病にもおかされるが、結局、3年後第六高等学校教授として岡山へ移った。その際に、上の池山の手紙にある「丸山の手助け」があったと考えられる。

3.3.2 姉川地震と郷土の同朋ネットワーク

時代的には書簡〔資料2〕と〔資料3〕の間になる1909（明治42）年8月に常観の郷里では重大事件が起こった。姉川地震である¹⁰²⁾。これについて直接触れた書簡は今のところ見当たらないが、『求道』第6巻第8号「自督」に「郷里震災地より」として詳しく報告されている

103)。こういう重大事態での「仏との付き合い方」は常観の人柄、信仰のあり方の一面を映し出し、興味深い。常観の郷土のネットワークを知る上でも重要であるので、以下に少し引用しておく。

親鸞聖人がしばしば使われた「自然^{じねん}」は他力、絶対の内実として常観もしばしば法話に取り上げ、ことに晩年の講話では無碍一道として力説された点であるが、この未曾有の自然の脅威を目の当たりにして、「…南無阿弥陀仏こそ金剛不壊、長生不死、人も家も天も地も皆是虚仮の世間にて候事今こそ明らかに知られたり」といただいている。地震は明治38年8月14日のちょうど盂蘭盆会が勤まる時期に発生したが、この時常観は九州へ講演に出かけていて、郷里の被災について知ったのは2日後であった。久留米で「江州で大地震があった」ことを知らされ、新聞を探し、読めば「東浅井郡中心にして、しかも郡役所全壊、死傷沢山、家屋破壊無数なりと、実に茫然として自失したる如し」と報道されていた。すぐに「仏、母、家、無事歎」との電報を打っている。里へ急ぐ途中で「寺無事」「母無事、損害少し、親類も無事」との返信を受け取り、ひとまず安心し、「如来の善巧不可思議也」と胸をなでおろした。翌日虎姫駅で母親等に出迎えられ、あたりの崩壊した家屋を見ながらまず向かったのは五村御坊とも呼ばれる教如上人ゆかりの五村別院であった。「土崩瓦潰れなどいふ文字などは其百分の一をもあらわし得べきにあらず。門外の空き地には天幕をはりて群役所を仮設し、赤十字病院など仮設せられ、負傷者陸續運ばれて治療をうく」光景を目に「茫として自失する」。続いて、近隣の親戚、知人を見舞って歩く。まず、継母雪枝の里で、五村別院から南にわずかに離れたところに建つ大井の西雲寺に向かう。境内に足を踏み入れると「門は屋根飛びて柱のみを存し、庫裡傾きて壁落ち戸破る。家族迎えて惨としてなく」無事であった本堂に詣して、「仏天の加護を感謝しつつ」次に大寺村正福寺を見舞う¹⁰⁴⁾。住職の笹原稱は次に訪れた田村篠原寺塚原秋秀峯とともに求道の御同朋で、あとで触れるが、句仏事件では常観らとともに本山から処分を受けることになる友であった。夜帰宅途中で藤沢万九郎を訪ねる。実家は幸いにも無事で「佛天の恩恵み護持養育を謝し奉る」と結んでいる。

3.3.3 求道会館落慶式と落慶記念品

さて、[書簡5]が出された1915年といえば11月に求道会館の落慶式が行われた年である。この前年には第一次世界大戦が勃発し日本も参戦することになるが、国内的には政治、社会、文化とあらゆる側面で、いわゆる大正デモクラシーと呼ばれる変革の波にさらされ、海外の近代思想なども次々と受容され、ヒューマニズムや平和主義などを基調とした開放的な雰囲気はただよい、仏教にも新しい信仰の形を求める若者が増加していった。しかし、精神面での核には依然として前近代的な意識も強く作用して、農村部でも一家制度が崩壊し始めていたが、相変わらず寺院は檀家制度を通して共同体の維持に欠かせない存在であり続けていた。常観は

都会での若者の要求に応えるべく、欧米視察から帰朝してすぐに青年学生の寄宿舎兼講話場として本郷森川町に求道学舎を開いたが、すぐに手狭にもなり、新しい会館建設に向けて募金を開始した。1903（明治36）年10月に「求道会館設立趣意書」のビラが作られ、募金呼びかけが始まった¹⁰⁵⁾。この年から求道会館完成を迎えるまで、実に12年を要したことになる。設計は、当時ヨーロッパの新しい建築様式などを日本に紹介したことで有名な建築家武田五一による¹⁰⁶⁾。落慶式当日の来賓の「祝辞」や常観の「答辞」、また式の進行などについては『求道』第13巻第1号の「求道会館落慶式報告講演速記」に詳しく紹介されている。当日の来賓芳名には丸山環の名前もみられる。筆者の手元には式で配られた資料や落慶記念品が残されているが、多分丸山を通して贈られたものであろう。この記念品は求道会館にも残されていないようなので、以下少しこの記念品について書いておきたい。

井上圓了や南条文雄等来賓からの祝辞に対する答辞の中で、常観は求道会館の落慶式と聖徳太子、親鸞聖人との「因縁」を『聖徳皇太子奉讃』を引用しながら述べているが、実はこの親鸞聖人自筆の聖徳皇太子奉讃の部分写本が求道会館の落慶記念品として配られている。これが落慶の記念品とされた理由については同じ『求道』第13巻第1号に掲載されている「求道会館落慶式始末」でくわしく説明されている。この記念品が選ばれたのは求道会館の竣工、落慶式の日取り、つまり、大正4年乙卯の年5月に起工し、同年11月30日に落慶式の執行をなす「因縁」に関わっている。この因縁を常観は「答辞」でも述べ、また「始末記」では次のように記している。

往昔、推古天皇乙卯歳を以て聖徳太子四天王寺を建設したまひぬ 爾後660年を経て、親鸞聖人建長7年乙卯歳11月晦日を以て、此四天王寺本願縁起を元として、皇太子聖徳奉讃を草したまひき。爾後660年を経て大正4年乙卯歳となりぬ¹⁰⁷⁾。

このように「不可思議の因縁」に感じ入る所はいかにも日本的で、また臆面もなく公言できるところが常観らしい。聖人の自筆本『皇太子聖徳奉讃』は1ページ1首の袋綴じの冊子で、ページごとに解体されてしまい、各地に散在されていると言われてきたが、高田派本山専修寺に75首全てが残っていることがわかり、常観のたつての願いで4首と奥書の撮影が認められ、これが記念品とされた。

この記念品は長さ30センチ、直径5センチの筒に入っており、表に「親鸞聖人御真筆写本求道会館落慶式記念」と朱字で書かれた台紙が貼られている。中には全長180センチほどの巻物と60センチほどの写本が入っている。特にその内容を説明するものは見当たらない。調べると、この聖徳皇太子奉讃は正像末法和讃の『皇太子聖徳奉讃』11首の少し前に書かれた『皇太子聖徳奉讃』75首からのものであることがわかった。聖人はこの奉讃を書かれた後、さら

に「大日本国^{ぞくきんおう}栗散王聖徳太子奉讃」として114首の太子奉讃和讃を書いている¹⁰⁸⁾。このように晩年に親鸞聖人が書かれた太子奉讃は実に200首にのぼっている。記念品となっている写本の部分は『皇太子聖徳奉讃』75首の最後の部分72から75首までと、それに続く「奥書」である。奥書には

南無救世観音大菩薩 哀愍覆護我。
南無皇太子勝鬘比丘 願佛常摂受。
皇太子仏子勝鬘。
是縁起文納置金堂内監不可被見手跡猥
乙卯歳正月八日
拝見奉讃人者南無阿弥陀仏唱々々
建長七歳乙卯十一月晦日書之 愚禿親鸞八十三歳

とある。常観は特に聖徳太子の御名や天王寺本願縁起の乙卯歳の奥所と聖人自身の和讃の乙卯歳奥書が一箇所を得ることに痛く感動していた。

実は記念品の筒にはもう一枚聖人自筆の写が入っている。これについては「求道会館落慶式始末」にも説明がない。それは『皇太子聖徳奉讃』の奥書に続く文松子伝曰として知られる偈文「三骨一廟文」である。ただし磯長廟の5行20句の偈文ではなく4行16句である。磯長廟の5行のちょうど中の行（「真実真如本一体」から4句）が欠けた版である。磯長廟についての参拝記としては「母を奉じて磯長の廟に詣づるの記」に詳しいが¹⁰⁹⁾、そこで、この奥書について常観が知ったのは「父が『真宗仮名聖教』の裏に書いておいたのを、父上が亡くなって発見した時である」と書いた後、次のように記している。「遂に此文は和讃奥書たるを知り、また其後此偈は磯長廟中の記たるを聞けり、然れども其偈16句なりき。今や此廟に詣で、初めて20句なるを知る」と。実は、記念品の最後のページと同じ複写が『慈光録』内表紙の次に挟まれている¹¹⁰⁾。したがって、磯長廟から欠落している箇所も『慈光録』の複写で確かめられる¹¹¹⁾。

記念品の他に、当日の式典で用いられた、礼賛文、三帰依文、嘆仏偈、廻向文も印刷して配布され、落慶式の翌朝の講演の演目となった「十七憲法」についても「十二年甲子春正月始賜冠位各有差。夏四月太子肇製憲法十七条。手書奏之其状云。1、曰。以和為貴、…」から始まる原文が印刷され、配布されていた。

3.4 句仏事件と郷土の支援者 [資料6]

次の書簡は1930年のものであるが、この少し前の1925（大正14）年5月には、常観の実母
82（492）

千代野の実家である円照寺を継いでいた恵海（利孝と改名）が亡くなっている。享年46歳であった。亡くなる前に病氣療養をしていたようで、常観も見舞いに「弥陀の請願不思議にたすけられまいらせて、…撰取不捨の利益にあつけしめたまふなり」という歎異抄の出だしを4行で書いた掛け軸を贈っている。落款は「大正乙丑五月朔、聞東野兄病篤謹呈病床 常観」とある。

求道会館には利孝関連の書簡等が8通ほど残されている。これらはすべて1909（明治42）年から1913（大正2）年までのもので、投函先は東京の住所になっている。慶應義塾の絵葉書などもあり、学校関係に勤めていたようである¹¹²⁾。書簡の半分ほどは年賀状や転居通知、また季節の挨拶のハガキである。文面には「塚原」や「丸山」の名前も見られ、上京後同郷の知り合いを頼っていたようである。あと2通ほどは、入院などで急な出費があり、少し金の工面をして欲しい旨の手紙である。利孝がなくなった時長男秀雄はまだ6歳で、この後しばらく、近隣にある柏原の応因寺へ入寺していた利孝の弟天日獄恵剣が円照寺の住職を兼務した。天日獄恵剣からの常観、常音宛の書簡も数通求道会館の資料に残されている。そのうちの1通は利孝の妻芳子から出されたもので、利孝の葬儀の際のご香資、病氣見舞いや生前の厚情に対するお礼に加え、利孝亡き後も変わらずお願いしたいとの言葉が綴られている。

常観は父常随がなくなってからは故郷西源寺の住職として法務の他にもいろいろ雑事をこなさなければならなかった。西源寺の役員や年番からは度々本山への諸手続きや届出書類などに関する手紙やハガキが届いていた。このほかにも雪枝の実家西雲寺や叔父や叔母のいる馬上誓順寺（梶井）、柏原の浄法寺、長浜の円教寺（河崎）と親戚の後継問題が次々と浮上し、また経済的にも皆が常観を頼り、東京での家庭や活動に加えて実家や親戚に対する責任も重く肩にのしかかっていた。常音がベルリンに滞在中の常観に送った書簡に、母の言葉として「父上は老い玉ひ 河崎は死ぬる 馬上は無茶苦茶、大井も半死の様子、只兄上の御帰朝期が今日も1日明日も1日と近よるを指折り数えて待ちて居まふ、云々」とあるが¹¹³⁾、異国の地でどのような思いでこれを読んだことであろう。

次の書簡とも関連するが、1930年前後に起こった出来事にいわゆる句仏事件がある。句仏事件といっても一般にはほとんど馴染みのない出来事であったかもしれないが、句仏の名前は少なくとも我が家に於いてはしばしば耳にした名前であった。一つには仏間に「愚峯」の落款がある額がかかっている、日常的に目にすることも多かったり¹¹⁴⁾、また墓石に刻まれている六字名号が彰如（句仏）上人によるものであったりといったこともあるが、やはり句仏事件に関連して自坊も本山から処分を受けたという話を聞いていたせいであった。このことについては父もくわしい事情はよく知らなかったようであるが、常観の著作の裏表紙にメモがあり、自坊「寺号剽奪処分を受ける」とある。最近これに関係すると思われる常音からの手紙が祖父の遺品から見つかり、さらに当時の『真宗』などを調べてみると、しだいに句仏事件との関連が明らかになってきた。

句仏事件についてその詳細はいぜんべールに包まれている部分も多いが、例えば、北西弘による『東本願寺近代資料』や岩田の『近代仏教と青年』にある「句仏事件」などは、事件の全体像の解明に取り組むべき観点を与えてくれる。『東本願寺近代資料』は副題に『安倍恵水宗門秘録・下間頼信日記』とあるように、当時句仏事件に深く関わったとされる2人の記録が中心であるが、北西自身による「句仏上人事件」の解説も、句仏事件理解には格好の資料となっている。以下では句仏事件に関して、若干事件の背景を説明しながら、常観、常音、それから筆者の祖父諦忍に対する処分に関わる点について、特に常観らの「僧籍削除」という処分に絞ってコメントする。句仏の処分は、常観を支持する郷土の同朋、同志にも、処分という形で影響を及ぼしたからである。

大谷光演は1929（昭和4）年4月に僧籍が削除された。東本願寺第23代法主である句仏が父の大谷光瑩から法主の座を受け継いだのは1908（明治41）年で、当時東本願寺は巨額の負債を抱えていた。焼失した両堂の再建費や北海道開拓事業費、明治政府への賦課金などへの出資もさることながら、宗派の維持が江戸時代以来の懇志による古い因習を踏襲していたため、経済的にも近代化に伴う様々な教団活動の出費に耐えることができなくなっていた。度重なる教団組織改革にも関わらず、破綻に追い込まれた。句仏は海外への投資や株式市場への投資などを試みたが、全て失敗に終わった。多額の負債に対する債権者の返済要求や利子返済請求に対して、句仏は所有資産の限定相続宣告に追い込まれ、結局、文部省が干渉に踏み切り、岡田良平文相の忠告で管長職を論旨退職することになる。また引き続き本願寺住職も辞し¹¹⁵⁾、その翌月には大谷光暢（闡如）が24世を継職し、伝燈式が行われた。この監督官庁である文部省の圧力は、宗教への政治の介入とも受け取られ、この点についても宗の内外に大きな波紋を呼び、句仏上人擁護運動も展開されることになる。結局昭和元年には大谷家相続財産の破産宣告が下された。これに対して、常観は『真宗大谷派改正宗憲及大谷家改正家範に就きて禍機の伏在せるを指摘して深憂を訴ふ』という小冊子を配布し、抗議運動を展開した。

1925（大正14）年に句仏上人の論旨退職が報じられると、一気に世間の注目を引き、隠居、限定相続、本願寺住職譲職、大谷家相続財産の破産宣告、と事態は進行し、ついに句仏上人僧籍削除が発表される事態となった。常観は句仏に対する当局の「暴挙」に対して僧籍削除処分は宗制寺法および家憲違反するとして即座に抗議運動を展開するが、一方では、これを「逆縁」として宗門改革を提唱し、宣告的な運動を展開した。1930（昭和5）年には機関紙『信界建現』の発行を始め、北海道から九州まで全国各地で開かれた改革集會に連日参加している。常観の郷土でもいち早く「江州湖北3郡門徒大会」が企画され、8月には長浜町3郡門信徒会に、続いて彦根長、高月駅での大会に参加するなど精力的に支持者獲得に動いた¹¹⁶⁾。しかしながら、常観も結局その7月に本山から処分を言いわたされる事になる¹¹⁷⁾。

常観が受けた処分は一般には句仏と同じ「僧籍削除」とされているが、実質上僧籍を失った

ことに違いはないが、正確にはその処分の名目は句仏の場合とは異なっていた。処分が連動したため、句仏上人と同じ僧籍削除処分と言われるようになったのであろう。光演の場合は、1929（昭和4）年4月20日『真宗』号外で「告示第16号 本日ヲ以テ前御門跡ノ僧籍ヲ削除有成タリ 昭和4年4月18日 寺務総長 大谷宝誠」と処分の名目は「僧籍ヲ削除」と明示されていた¹¹⁸⁾。理由としては「前御門跡御退職以後ノ御行動兎角宗團精神ト相背馳スルノ處アリ、屢々御反省ヲ希求シタルモ御自覚ノ御誠意ヲ認メ難ク近来ノ御行殊ニ其ノ著シキ・モノアリ…」というものであった¹¹⁹⁾。

常観がこの句仏処分を不服として全国的な抗議運動を展開したが、いくつかの論点の中でとりわけ常観にとって最も承服しがたかったのは「僧籍削除」という点にあった。常観の句仏上人「擁護」の論点は、負債などに関わる財的責任問題は上人が退職、隠居、限定相続、個人破産、などを引き受けることによって、既に解決されていて、本願寺には一切被害は及ばないのに、なぜそれらが僧籍削除の理由になるのかという、僧籍削除の不法に承服しがたかったことがある。僧籍削除処分に反対する法的な論点としては、大谷派の「宗憲」や「大谷家家範」で法主を罰する根拠となる規定がないことが指摘され、これは、反対運動を推し進めた寺院、有志にとっては最大の論点とも言えるが、岩田はその著書で「常観が法主を擁護した動機には、ある時期の日本人に広くみられた倫理観が横たわっていた」と法規上の矛盾とは別の重要な動機があったことを指摘している¹²⁰⁾。それは、常観が「前近代的な徳目を継承し、さらに家の概念を聖徳太子や親鸞に由来する伝統あるものと」継承し、「そこに近代的な契機が加わり、前近代的なものを再編成」した点で、常観の宗教における日本の近代化への最も重要な貢献が認められ、特に句仏に対する僧籍削除に真っ向から反対した理由も、この点に求められると論じている。端的に言えば、親鸞聖人以来の伝燈相承の宗体を破り、「子として師父を追ひ、弟として兄を追出し、弟子として師主を放逐したといふ、秩序破壊を敢行した」ことへの反発で、法主に対する忠誠心からと言える¹²¹⁾。郷土を始め多くの地方、田舎で多くの賛同者が得られ、法主擁護運動が盛り上がったのは、このような根強い伝統的「倫理観」が強かったせいであろう。このような傾向は、特定の宗教界だけではなく、ある意味で広く一般に近代日本が天皇制という「超国家主義」の構造に収まり¹²²⁾、国家が政治権力だけでなく、倫理的、道徳的な権威までも独占してしまったことと関係しているであろう。つまり、ある意味で常観も、キリスト教を基盤とする西欧近代社会とは異質の、日本の前近代的な伝統も引きずっていたということであろう。

句仏の僧籍削除に関わって、もう一点常観の気にかけていたことは、僧籍削除の理由や議論で用いられることがあった「同朋公儀」や「宗団精神」などの用語に関わって、同朋や宗団の意味の誤解、理解不足についてであった。法主処分に関わる説明内容には、句仏の僧籍削除や復籍といった問題以前に、教義の了解不足が見られ、宗門の信仰的基礎が危うく、宗門の破壊

であるとの危機感である。同朋や宗団は、単なる信仰集団ではなく、その説明に常観はしばしば歎異抄を引き、親鸞聖人は弟子一人も持たず、如来の教法を十方衆生に聞かせる如来の代官であり、また「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずればひとへに親鸞一人がためなり」、「たとひ法然上人にすかされまいらせて、地獄に落ちたりともさらに後悔すべからず候」とあくまで個人を主体とした、「受け心」の謙虚な態度からくる同朋で、そもそも本願寺とか大谷家といった法脈、血脈などの集団と、「伝燈相承」とは異次元の話である、というものである。つまり、常観にとっての「句仏擁護」とは単なる勝ち負けの論争ではなく、宗教の問題であった。彼の認識は、あくまで人生は全て「相對闘争」でしかなく、どこまでいっても「五分五分」で、これを自覚せずに、無理に自説を押し通そうとするとところに問題、葛藤が生じる。相對闘争に唯一の正解はないのである。しかし、我々は相對闘争しかできない身であり、この相對を脱したいと願い、必然を求めて相對思想を解決する手段を模索した時に会うのが絶対の顯現で、これが仏教でいう本願力回向であり、誓願の不思議であり、大慈悲心であり、我々はこの力を内にいただくことによって、罪惡を自覚しつつ相對界に生きることができるといえるものである。常観の「戦い」は「絶対の立場から相對五分々々の人生に出て、如来のお慈悲に安心させて貰って、五分々々で戦ふべきところには戦ふといふところが出てくる」結果である。「本山が法主の僧籍を削除して平然としているのも因縁とあきらめるのなら、戦ひはないのである」¹²³⁾。つまり、この句仏問題も仏教の絶対信仰、罪惡救済の「実験」であるべきだ、という思いがあったわけである。常観のこの信念は、後で触れる、長男文常の戦死に対する追悼の中でも語られることになる。

結局、僧籍削除の発表から6年近く経った1935（昭和10）年、1月に「3機関合同会議で前法主彰如の無条件僧籍復帰」が決議され、1月30日付で僧籍が復帰された。この決定は、4月に父現如の13回忌法要を控えていたこともあり、また復帰の争点になっていた自身の反省と自覚の誠意が見て取れるとの判断によるもので、この時は復帰に反対するものも少なくなり、復帰が決まった。これはすぐに多くの新聞でも報道されたが、句仏は復帰決定の報について感想を聞かれると、「私だけは僧籍をとられた覚えはないと堅く信じてゐるのです」と語っている¹²⁴⁾。

さて常観の処分問題に話を戻すと、1929（昭和4）年『真宗』8月号の「賞罰」の欄に常観に対する次のような処分が掲載された¹²⁵⁾。常観の処分には句仏の場合とは頃なり、明確な根拠となる法的規定があった。

西源寺舊住職 近角常観

右ハ昭和三年以来印刷物ヲ配布シ或ハ公衆ニ演説シ屢々不穩ノ言説辞ヲ弄シテ派内ノ安寧ヲ傷害シ秩序ヲ紊乱シ…宗制寺法第九十一条第八項ニ該当スル非違ナルヲ以テ黜罰例施行

細則第三十七条第一項及同第四十一条第八項ニ拠リ処分スベキモノナルヲ以テ同令第三十二条ニ依リ除名ニ処ス（四・七・二三）」（下線は筆者による）

この告知に続いて、

滋賀県西源寺住職

住職差免 近角常観

免役務 布教使 同人

免本職 大僧都 同人

功章、旌賞、擬講ノ称号ヲ褫奪セラル（四・七・二三）

と別に住職差免などの処分が言い渡されている。このように常観の処分は実際には「除名」処分であったが「除名処分」は教団史上特に珍しいことではなく、1897（明治30）年には清沢満之や稲葉昌丸、今川覚神、月見覚了らも本山寺務改革を首唱し、論説を雑誌に発表したかどで除名処分を受けている¹²⁶⁾。また句仏擁護派で近角とも近しかった石川舜台も1905（明治38）年に「在職中に執務の方針を誤り、宗門を汚辱した行為」によってやはり「除名処分」を受けている¹²⁷⁾。

実は、この処分が下された時期はちょうどそれまでの宗制寺法（明治19年）や大谷派家憲（明治22年）が近代の法制観念より見てすこぶる不完全であるとして、新たに『真宗大谷派宗憲』が発布された時である（昭和4年1月12日）¹²⁸⁾。北西弘による『東本願寺近代資料』でもこの処分について議論されているが、その中で「この昭和4年1月、宗制寺法が改定され、大谷派宗憲が発布された。近角の処罰がその改定宗制寺法に依ること申すまでもない」と議論を進めているが、実は、大谷派宗憲が発布されたのは昭和4年1月であったが、この新宗憲の施行日は同年の12月1日であった。そして、常観らの処分は、ちょうど発布から施行までの「空白」期間に発表されている。さらに、新たな『宗憲』も細則が整備されるまでにはさらに4年かかっていた（昭和8年『真宗』誌4月で完成）、特に宗憲のもとで黜罰条例が含まれる「賞罰」（第15類）が発布されたのは昭和5年4月であった。過度期で多少の混乱はあったであろうが、以上のような点を考慮すれば常観らへの処分は正式には、古い『宗制寺法』に基づいて言い渡されたということになる。

具体的に問題となるのは、一般には常観の受けた処分は句仏と同じ「僧籍削除」と扱われているが、実は、処分の根拠となった当時の宗制寺法条には「僧籍削除」にあたる文言は見当たらないことである。常観の処分の最初に記されている「宗制寺法第九十一条第八項」とは「風説流言又ハ誹議譏謗ヲ為シ派内ノ静謐ヲ妨クル者」で「分ニ応シ之ヲ黜罰ス」が適応され、具

体的な処罰は黜罰例施行細則第三十七条第一項により除名に処すべき非違の概目に相当するとして「除名」になっている。それに対応する『宗憲』での黜罰条例（第5節賞罰 第2刊黜罰例第127条の2項）では「除名」は「僧侶、門徒、信徒ヲ問ハス其名籍ヲ除ク」と明記されている。このようにこの新しい法規ではそれまでなかった「名籍」という文言が使われている。『宗憲』が一応完成した昭和8年時点の『大谷派達令類集』では「名籍」の説明はない。これを「僧籍名簿」と解釈すれば次のようなことが言える。現在の『宗憲』でも僧侶の定義は「得度式ヲ受ケ、僧籍簿ニ登載サレタ者ヲ本派ノ僧侶トイフ」（第79条）となっているがこれは基本的に最初の『宗憲』で定義されたもので、当時の『宗憲』には僧籍にある者とは「僧籍簿」に登録され度牒を付与された者を指した（『宗制寺法』 第109条）。「僧籍簿」に登録され度牒を付与される条件は得度を済ませた者である。僧籍を有する者については、宗務総長の権限で「僧籍ヲ削除デキル」とある。そしてその条件の一つに「擯斥又ハ除名ニ処セラレタル者」（第20条第4項）と言う条項がある。従って、除名処分を受ければ同時に僧籍も削除されることになる¹²⁹⁾。常観、常音は「除名処分」を受けたわけで、この昭和4年12月1日に公布された告達以降であれば「僧籍削除」の処分の対象となる。ところが、常観らの処分は改定前の達令集に依拠していて、それにはまだ「僧籍削除」という項目がなく、処分の告達通りに解釈すれば常観らの「除名処分」とは、宗制寺法「黜罰例」第八十七条による「僧侶門徒共其分限ヲ除キ大谷派ノ外ニ黜斥ス」に該当し、その処分は結局僧侶の分限が除かれ¹³⁰⁾、大谷派からの破門という内容であった。句仏事件に関連して、この違いは実質上それほど意味を持たないことであろうが、大谷派の「法主」や「僧侶」といった重要な資格、職に関わることでもあるので、一応指摘しておきたい。

また、石川舜台らの処分についても先に触れたが、この除名処分は常観の場合と同じ宗制寺法第87条第2項が根拠になっていた¹³¹⁾。ところが、教学研究所編による『近代大谷派年表』では石川舜台や清沢満之らの処分については「宗制寺法により除名に処せられる」とあるのに対して近角の場合は「近角常観、僧籍削除される」とある¹³²⁾。やはり、句仏に続く処分であったことから、句仏と同じ「僧籍削除」という表現が一般化したと考えられる。

なお僧籍簿に記載の事項や、僧籍移転の処置などに関する詳しい規定は17年に大谷派寺院規則準則の僧籍宗則として定められている。「西源寺衆徒」常音に対しても10月付けで「除名処分ニ処セラレタル近角常観ト行動ヲ共ニシ…」という理由で同じく「除名処分」が出されている。また常観、常音の除名処分とともに、この運動の支持者も何名か除名処分や譴責処分を受けている。常観の郷里の寺院関係者では、塚原秀峰がいる。したがって、この時期西源寺や同時に処分を受けた塚原秀峰が住職を務めていた虎姫の田村の篠原寺は『真宗大谷派寺院録』では「無住職」扱いである¹³³⁾

常観、常音、塚原等に対する処分は1936（昭和11）年4月2日付で宥免され、同年5月号
88（498）

の『真宗』「賞罰」欄には次のような告達がなされている¹³⁴⁾。

西源寺 元舊住職 近角常観

「黜罰条例第8条…ニ抛リ除名処分ヲ宥免シ西源寺衆徒ニ加エラル

但シ身分平僧トス」(四.二) (下線は筆者による)

この根拠となる黜罰条例第8条とは処分後の新しい告達にあるものである。なお、常観氏の身分が処分時には「西源寺舊住職」、宥免時には「西源寺元舊住職」と住職に「舊」がついているが、「舊住職」とは「過失アリテ黜免セシ者ハ舊住職ト称シ前住職ト称スルヲ許サス」という宗制寺法条に基づく呼び方で、ある意味で「前科者」扱いである¹³⁵⁾。また身分についての「平僧」とは堂班の等級外になる「無堂班僧侶」のことで、寺格としては「無寺格末寺」になる。

ここで一点、求道会館資料から明らかになったことを付け加えておく。「求道会館資料書簡」には常観、常音両氏に送られた真宗大谷派宗務所からの正式な除名処分宥免告達状が残されている。当時の宗務総長安倍恵水名で送付されたものであるが、告達の日付は『真宗』誌上での発表と異なり「四月廿日」になっている。『真宗』の誤植であろう¹³⁶⁾。

さて、先に筆者の祖父諦忍もこのころ本山から処分を受けていたと書いたが、『真宗』によればその処分は「寺号剥奪」ではなく、次のような「譴責」処分であった¹³⁷⁾。

「恩覚寺住職 三宅諦忍

黜罰条例第38条第1号ニヨリ譴責ニ処ス (六.三.一一)」

譴責処分は黜罰としては一番軽い「呵責ニ附ス」処分、「一時ノ過誤ニヨリ非違ヲ為シタル者」(黜罰条例第38条第1号)に対する処分であった。では祖父が犯したとされる「一時ノ過誤」とはどのようなものであったのか。これに関連しそうな話を母が口にしたことがある。それは、「近角さんが本山から処分されてから、近角さんが二人で1週間ほど家に滞在されて御堂で話をされていた」というものである。つまり、布教使としての役務も剥奪中の近角師に講話の会場を提供したことが咎められ、間接的ではあるが匂仏事件と関わって処分されたわけである。このことは、最近祖父諦忍の遺品から見つかった常音からの手紙によって、母の話が全くの作り事ではなかったことが確認できた。それが次の〔資料6〕である。

〔資料6〕の書簡は常音から三宅諦忍へ宛てた返信である。内容は講演についての確認と報恩講、先祖の法要厳修についての相談が中心である。この手紙で、祖父諦忍の受けた処分が、処分中の常観に自坊で説教を許したためであることが間接的ではあるが確認できた。常観への講演依頼についての経緯は、次のようであった。

常音が帰郷した折、諦忍の自坊がある西阿閉の青年団が常観の講演を依頼していたようで、当初依頼していた日程に双方で誤解があり、再度講演の日時を決めたいとの相談である。この講演会は、処分中の常観の申し出によって諦忍が会場を提供したといったものではなく、青年団からのたつての依頼で、忙しいスケジュールの合間を縫って常観が講演を引き受けたものであったことがこれによって判明した。諦忍の譴責処分との関係については、この講演がなされた日時からの推測となる。この手紙の発信消印は「木ノ本／5.9.26／前0-9」となっていて、次に述べる年回法要の情報から“5”は「昭和5年」であると断定できる。この年は常観、常音が処分を受けた翌年にあたり、さらに諦忍が処分を受けたのがこの次の年の3月、つまり6ヵ月後ということで、辻褄が合う。先に引用したように、常観は住職差免に伴って布教使としての役務も免じられていた時期で、大谷派の寺院で講演を行ったのが咎められたのであろう。句仏や常観などに対して一連の処分が下されていたこの時期は農村地域にも次第に大正デモクラシーの影響が浸透しつつあり、日常の生活にも変化が押し寄せ、前近代的な封建的制度も一部崩壊が始まろうとしていた。しかし、日清戦争、日露戦争から第一次世界大戦参加と次第に帝国主義的姿勢も拡大する中、依然前近代的なイデオロギーが色濃く残されていた国家体制下では、特に家制度や檀家制度が根強い「真宗地域」では、宗教と国家のイデオロギーの一致がたやすく、戦争への加担もある意味自然なことであった。文化、社会面で発展から置き去りにされる傾向が見られた農村部であったが、このような情勢下で湖北の青年団もどのような講話を、東京を中心に活動する常観に期待したのであろうか。何れにせよ、常観はこのように、多くの地域に熱心な信者のネットワークを持っていて、処分後も各地の支持者の依頼に応じて講演を行ない、その影響力も本山としては見逃せないほどのものであったことが窺える。

さて、この書簡には講演についての相談以外にもう一つ重要なことが書かれている。それは報恩講勤修と、亡父常随と西源寺初代の常賀法師の法要勤修の相談である。報恩講は真宗寺院、門徒にとって最も重要な年中行事である。法中同士が互いの寺に参り合う場合などは一座法要や一昼夜法要もあるが、湖北では2昼夜勤行が多い。この手紙では「家兄は五日夜東京出立六日午前中ニ自坊帰着、その日午後報恩講初退夜」を勤め、9日昼から年回法要とあるので、3昼夜に渡って報恩講が勤められていたことがわかる。

この書簡には、報恩講の後に父上常随27回忌法要と先祖常賀350回忌法要を務める旨の知らせと、従兄弟の諦忍に参詣を依頼する旨のことも書かれている。最近は、年忌法要についても住職の50回忌などについては雅楽入りの法要を行うところもあるが、大抵は一座法要で済みます。この手紙によると、午後の速夜から翌日の日中と一昼夜勤行の予定になっていて、非常に嚴重な法要が営まれていたことがわかる。加えて、個別寺院開祖の350回忌法要厳修自体今では稀であるのに、これも一昼夜法座として勤められている。当時の人々の先祖に対する思い、感謝の念の深さが見てとれる。

3.5 病床生活への見舞い状 [資料7] [資料8] [資料9] [資料10]

1931（昭和6）年12月、除名処分を受けて2年あまり経ったころ、常観は脳溢血で倒れた¹³⁸。亡父常随の27回忌を勤めた翌年の11月末のことであった。以前から糖尿の治療を受けていたが、次第に脳貧血のような症状が現れ、11月30日には右半身に麻痺を覚え、翌日には半身が完全に麻痺状態になってしまった。そのうち左にも麻痺が現れ、最悪の事態を覚悟しなければならない事態にまで病状は悪化した。しかしながら、主治医や家族らの懸命の看病のおかげで次第に麻痺のリハビリに専念できる状態にまで回復した。

書簡 [資料7] は丸山から常観の妻キソ宛に出された見舞いの手紙である¹³⁹。丸山は依然甲南高校の校長を勤めていた時で、諦忍の兄で当時東京在住の三宅神開と丸山環の二男二郎から常観の発病について連絡を受け、すぐにこの手紙を書いている。幸いにも「言語も意識も明瞭之由先つゝ軽症之方かと推測仕候」とあるように、最悪の事態には至らなかったが、半身不随の状態、病床生活が長く続くことになる¹⁴⁰。

発病に至った経過や病状などについては機関誌『信界建現』で随時くわしく報告されている¹⁴¹。『信界建現』は『求道』の後継となる新聞形式の機関紙で、『求道』が廃刊になってほぼ8年目にあたる1930（昭和5）年1月に第1号が発行され、ほぼ毎月20日が発行予定日と決められていた。発行年からもわかるように、句仏や常観が本山から処分を受けた翌年で、創刊号からこの宗門問題に関わる記事が一面を飾ることが多かったが、それ以外にも歎異抄をはじめとして信仰問題に関わる論文や講話録なども掲載されている。常観が倒れた後は『信界建現』の発行や求道会館の日曜講座やなどは常音がかわって行うことになるが、それでも常観は『信界建現』に口述による記事を掲載したり、それまでの講話などを再掲載するなどして、できる限りの布教活動を続けている。全国各地から見舞いの書簡が寄せられ、求道会館資料にも多く残されている。丸山は見舞い状で「小生としても唯一人之従兄にて、殊に毎年親交を厚く致居関係上是非とも本復為致度と存候間、御家族皆々様充分之御看護被成下度御願申上候」と、回復した友人の例を引きながら励まし、見舞いを述べている。

次の [資料8] は丸山の見舞状からひと月ほど後に出された、三宅諦忍発常音宛での、やはり常観の病気についての見舞いの手紙である。「御賢兄常観師は去月末より御発病御就床の由、舎兄より通信に接候。大に驚入申候」とやはり東京在住の兄の神開から知らせを受け、この見舞いの書簡を送っていることがわかる。「先般延勝寺御法事之節御帰地拜眉申候より余日無く御発病。近来肥満し過ぎた様にも御見受け申候」と、常観氏の持病でもある糖尿病や貧血を案じていたようである。同時にやはり「何卒御大切之御身光演上人の問題も未解決の折柄是非御全快の上は御奮闘を願上度」と句仏問題も気にかかっていたようで、なんとか元気になってこの問題の解決に尽力してほしいとの期待が込められている。この時期の『信界建現』には病床にありながら、病状報告や見舞い御礼の記事に加え常観による「大谷派前法主個人破産強制和

議」や法主の「僧籍問題噂の聞書」などについての論説が掲載され、句仏問題については全く気力も衰えることはなく、宗門改革運動の陣頭指揮をとっていたことがわかる。常観が病に倒れたとの報告を掲載したのが『信界建現』第16号で、最終号が61号なので、病気に倒れてからもさらに8年にわたって45号も発刊されたことになる。

[資料9][資料10]の手紙はやはり丸山環から常観に宛てた見舞状で、常観氏の病状を心配し、経過を知りたいとの便りである。ともに1932年のもので、丸山はこの次の年に甲南高の校長を辞して東京へ帰っている。

常観はこのあと、自身の療養生活に追い打ちをかけるように、長男文常の戦死の報を受け取る。常観の病気見舞いの時と同じように、多くの人からの見舞い状が届いている。三宅諦忍からはすぐに、「ゴレイソクメイヨノセンシトキタイカガ オミマイマウスミヤケ」との電報が打たれている¹⁴²⁾。また丸山環の次男夫婦丸山二郎と芳子からの悔やみ状も求道会館に残されている。文常の戦死については、次の節で改めて扱うことにする。

3.6 除名処分の宥免と家族 [資料11]

[資料11]の手紙はやはり丸山から常観宛のもので、1936(昭和11)年5月に投函されている。発信地は鎌倉となっている。近角家から、長男文常氏と飯塚花子様の結婚が決まり、式への招待状を受け取り、それに対し「御令息様御良縁有之御結婚被遊候段慶賀之至と奉存候」と祝いの言葉を述べているが、続いて、「高血圧之為静養を要し候故 愚妻一人席末を汚し小生は失礼致し候」と健康上の理由で、出席できず、祝辞も述べられない旨の断りを述べている。丸山はこの手紙を鎌倉で投函しているが、自分の病気も回復に向かっていることもあり、東京へ引っ越すとの転居の知らせを付け加えている。

この祝事に先立って4月2日には、先にも触れたように、常観、常音両氏に対する除名処分が宥免されるとの令が『真宗』誌上で発表されている。この前年には光演(句仏)の処分も解かれ、句仏の晴れ晴れとした顔が新聞紙上を飾ったが¹⁴³⁾、常観はどのような思いでこの日を迎えたことか。この書簡にあるように子息の婚姻を控え、一安心されたのは間違いなからう。しかし、この時期日本の時局は不穏な雲行きに覆われ、この年には2.26事件が起こり、東京市には厳戒令が発せられるなど、急速に緊張が高まっていた。そして、挙国一致、報国をスローガンに、日中戦争へと一気に突き進むことになる。仏教会を始め真宗連合、基督教連盟もこぞって国策への協力を表明した¹⁴⁴⁾。常観の息子たちも徴兵され、文常は戦地へと向かった。常観は不自由な病床生活が続く中、やがて長男文常の戦死の報が届き、またその一月後には追い撃ちをかけるように長年の朋友池山栄吉が往くなど、常観の落胆ぶりはただごとではなかった。

長男文常の戦死の報が届いたのは1938(昭和13)年10月のことで、翌月に発行された『信界建現』の最終号となる第61号では、『一道院釈文常国土を哭す』と題して、長男文常の戦死

が、丸ごと紙面1ページを費やして報じられている¹⁴⁵⁾。帝大以来の友人で、たまたま一緒に出征した友人からの「陸軍中尉近角文常戦死の報知」とともに、父の思いを涙ながらに書きつけた紙面となっている¹⁴⁶⁾。常観は出征前の文常について、「此の如く多言するは、文常の不本意なるべけれども、親に免じて老の繰言を述べさせて貰ふ」と躊躇するも、次のように書き留めている。

文常は帝大に於て、東洋史を専攻し、出征まで東洋文庫に奉職した。卒業論文以後継続して華嚴浄土と念仏道場との関係に於て五臺山の研究を為し、追慕研究を為した。仏陀波利三蔵は印度より五臺山に詣で、…これらの捨身求道者の伝は、文常が追慕研究したところであった。遂に其聖足蹤を實行し、三十一歳を一期として、殊に念佛道場に因縁ある廬山の土と成つたといふことは、我子ながらもたゞ人ならずと感泣する次第である。

ただ、仏の慈悲を心底より喜ぶ常観らしく、「今や還相の菩薩として、我等有縁を済度して呉れることゝ、常に影の形に従ふ如く、悲哀の中にも心にぎやかに感ずる次第である」と結んでいる。仏法の「歓喜」は外から見れば、俗な言葉で言えば「罪悪感や悲壮感が漂う」ことが納得させられる。

常観は同じ『信界建現』で、「其頃母は夢を見た」とつづり、文常について母の見た不吉な夢が正夢になって、「此後4、5日たつて朝日新聞記者は、10月1日文常戦死の報をもたらしたのである」と書いている。実はこの文常の戦死の報が届いた時の模様について、常音がいとこの竹鼻尚友宛に出した返信書簡があり、西雲寺に残されている¹⁴⁷⁾。10月17日付けと、知らせを受け取ってから2週間ほど後に書かれた手紙であるが、「深憂ひたすら公電を待ち居る次第と候 しかして原隊には今日に至るもまだ公電無之…猶原隊にては文常の事を取調べの電報出してくれたる由なるもその返電までが参らぬとの事二候 目下ひたすら誤報であることを祈りつゝ公電を相待ち居る」時であった。この常音の書簡によれば、常音は報恩講厳修のため延勝寺の自坊に帰省中であったが¹⁴⁸⁾、「本月四日夜深当地朝日社より人参り文常事本月一日江南戦線にて戦死云云との事知らせ参り」すぐに帰京するようにとの電報を受け取り、東京へ向かっている¹⁴⁹⁾。この記事については「大阪朝日五日期刊及六日期刊面上ニ光岡大尉（文常ノ中隊長）近角中尉本月一日江南戦線にて壮烈なる戦死、近角中尉は九月三十日中尉二位官したるばかりにて両氏とも上海戦以来の勇士なりと丈け 例の蘆山前線〇〇にて扇谷、河合特派員として掲載せられ居り」とある。「何故か東京朝日の方には掲載を見合はせ候 小生帰京早速原隊の方ニ罷出で候処 原隊ニハ未だ何等の公電参り居り申さず且つ原隊にても原隊に公電が無き限り新聞丈けにては本当の事はきめられぬ、原隊への公電を待つがよいとの意見なりしまゝ、それに基き東京新聞ニ載らなかつたを幸ひ当方よりは親類はじめ何処にも発表を見合は

せ」て「人も遠慮して訪ね参る者も少くまた千秋はじめ何処にも通知致し居ざる次第二候へ共貴君には再三御手紙を頂き先般よりあらはせ致し度く思ひながら今日ニ延引候次第」と、尚友にもすぐに知らせなかった事情を説明している。常観が病気で倒れて以来、常音が兄を助けつつ、一手に自坊での法務や講演、雑用をこなしていたが、本件については、特に兄を思いやっつて、「只今の処若し御手紙でも頂く場合ニハ小生あてに御出し下さる程度がよろしからんと存じ候 問合せ慰問の客に対しても総て小生丈けにて喰ひとめ居る状況ニ候 家兄の疲労と花子の悲歎をおそれての事と御察し被下度候」と結んでいる。一筋の望みも消え、数日後、報道通り文常の戦死が伝えられた。

常音はまた両親が長男の戦死をどのように受け止めていたのかについても、書簡で次のように書いている。

実は両親に於きても予々今夏以来充分その覚悟をきめ居りたることなれば実際は最悪なるものを覚悟してひたすらお慈悲を仰ぎ居る次第二有之 実は小生も家兄があ病氣故どんなにかと案じ居りたる次第二候へ共 只今は二人とも至極おちつきてその後も毎日唯平氣にて家兄講話致し居る次第と有之 この段は何卒御安意願上候 但しその心中を察しては何とも申やうなくまた文常事も最後迄健氣によくやつたと唯々落胆可哀想に思ひより外なき次第二候

「悲哀の中にも心にぎやかに感ずる次第」と、文常も仏となって帰り来て、自分を導いてくれるのだと言ひ聞かせ、「至極おちつきてその後も毎日唯平氣にて家兄講話致し居る」と常音の知らせにはあるが、常観自身も『信界建現』で、「昨年文常出征以来、父は信仰と文常を結び付けて、昼も夜も一ときとして忘るゝことはなかった。講話も雑誌も其現れとして味つていただければありがたい」と述べている。この時期、常観が特に強調したのは「無碍の一道」ということである。これは常観が、文常の院号を「一道院」、そして、後を追うように亡くなった池山の法号を「無碍院釈一道栄信士」としたことからも伺える¹⁵⁰⁾。文常については出征前、家族の団欒時に文常が録した華嚴教の偈文から¹⁵¹⁾、そして池山については二人を結ぶ因縁であった歎異抄からつけられたものである。

歎異抄には「念仏者は無碍の一道なり」とある。唯、何を「一道」とするかは、所詮「五分五分」の世界で生きる我々にとっては一義的に決められることではない。しかし、人生という相対の世界では、この「何」は道徳的、倫理的に重要である。蓮如上人が『歎異抄』を禁書とされたことはよく知られているが、これは一つには相対世界では無碍の一道を貫くことも「諸刃の剣」となりかねないからであった。他力とは、いかなる「魔界」も障碍できない「絶対無碍の大徹底」である。いかに道徳的、倫理的に道を外れていようが「無碍の大道に照らされて、

徹底せる罪悪感を起こし、廻心懺悔の心を生ぜざるべき」であるからである。この時期、常観にとって「一道」とは中国との「抗戦、国家総動員に於て、終局の勝利を期する如く、精神自覚の上に於ても、一道無碍の徹底的威力を建現すべきである」ということであつた。「如来回向といふは、大慈大悲の如来より真実無碍の大威神力を積極的に我等に加へらるゝことである」、そしてこの絶対無碍の威神力あればこそ、我々は最後まで戦争を戦い抜けるのである。絶対無碍の一道のために、円融円満せしめられるからである¹⁵²⁾。したがって、文常の戦死にあつても、「最後に至り、無碍の一道を建現し、親に代つて君国に一身を捧げたること、是に上こす忠孝はないと喜涙に咽ぶ次第である」と言わしめるのである。「私は病の身として長男を失ひ、親友を失ひ、もはや来生の俱会一処の樂を氣する外はない」という言葉に、その落胆ぶりがうかがえるが、同時に、次のように、人生の上に建現する利他教化の正意をかみしめるのである¹⁵³⁾。

文常の実行したる無碍の一道は、必ず自然法爾に人生に建現すること疑いなき故に、もはや如何なる問題に対しても、私は杞憂を懐く必要はないことになった。

なんとなく、仏者の風格を感じさせる強さがある。

3.7 疎開と雪枝の27回忌 [資料12]

常観は1941（昭和16）年12月3日、日本軍の真珠湾攻撃で太平洋戦争が本格化する直前であつたが、心臓衰弱により浄土に還られた¹⁵⁴⁾。行年71歳であつた。常音は、常観の晩年の様子について次のように記している¹⁵⁵⁾。

私の兄貴は永い間病氣をして最後の頃は全く力無いものとなつてしまいました。遂には頭が重い、悪いと申して居りました。病氣は中風であります。…兄貴は病中も他の病氣の人々と同様に寸分も違わなかつた。真宗信者だから、お慈悲を喜んで居つたから、死にぎわも、念仏唱えて安らかに往生せねばならぬではたまつたものでない。これはそんなものではありませぬ。凡夫の有様を減じてちよつとも殊勝ぶつたところがなかつた。私供も凡俗にまゝで死んで行く、立派でない。私の兄貴なる人は「大慈大悲のただならぬこと」を最後の最後まで身をもつてお示し下された。何よりも有難く思わせて頂く次第であります。

加えて、亡くなった時の様子についても、

病床に帰りますと、兄は私を見て「宗教法案はどうするのだ」と申しました。私は兄の最

後だと思いましたが、狂気のように「唯、何処迄もお見捨てないお慈悲ばかりでしょう」と絶叫しました。兄はどう思いましたか、これに対しては答えず、顔を蒲団につけて、南無阿弥陀佛、南無阿弥陀佛、と念仏して居りました。念佛をとなえなくなると、最後の呼吸二つでこと切れてしまいました。

と、「かねて覚悟はして居りましたものこんな具合になろうとは私にも全く思いがけなく、しばし言葉も出ませんでした」とある。親族はもちろん、多くのご縁をいただいた方々からの悔やみの手紙などが寄せられ、求道会館にも残されている。

[資料12]の書簡は、1945(昭和20)年3月付けの手紙で、常音から諦忍宛に出されたものである。近角関連としては手元に残る最後の書簡である。書かれている中身は亡母雪枝の27回忌を勤めるにあたって諦忍へ参勤を依頼した書状である。封筒に消印もないので、直接持って来られたか誰かに言付けしたものであろう。そのため、この書簡が書かれた年も直接確かめられない。時期を特定するため常観氏のお孫さんである近角真一氏に雪枝様の命日をお伺いした¹⁵⁶⁾。上にあげた年はそれから換算したものである。ちょうど終戦の年に当たり、文中にある「斯くいふ重大時局下にどういふものかとも相考へ候」の意味もはっきりする。さらに手紙に「私事去月初より少時帝都の難をさけて少し大きな待避壕に這入る積りて帰郷当分滞在之積りに御座候」とあるように、この時は常音一家が疎開して一時西源寺に戻っていた時期で、この点も真一氏の話と符合する。「いつもの如く法務不案内の私事を御助け頂かれ候はゞ誠に難有き仕合せと存ずる儀に御座候」とあり、諦忍は法務に関しては何かと手助けをしていたようである。

やがて終戦を迎え、常観が亡くなって4年後になるが、昭和20年、妻のキソも亡くなった。常音は義姉キソについて、次のように書いている¹⁵⁷⁾。

何しろ長いこと亡兄と苦楽を共にして信仰のことに尽くして来た姉であり、その上私には善知識の役目を果たしてくれた姉ですから、私も思わぬようで矢張りいつとなく思い出されて、しょうがありません。兄には死に別れ、姉には先立たれ、いよいよ私ひとりのこされた思いであります。

この後も、常音は常観の後を追って求道会館での講話や西源寺の法務に専心していたが、1953(昭和28)年に浄土に還られた。その前年に西源寺で最後の報恩講の講話をしている。西源寺がたつ湖北の琵琶湖畔は、湖面に映す夕日と竹生島、そして飛び交う野鳥の群れと写真家にも人気のスポットである。講話を収めた『法話抄』に次のような家族による付記がある¹⁵⁸⁾。

この回の報恩講のため西源寺に帰参した父は、これが最後の帰郷となるのではないかという予感を持っていたようです。その年の末頃から次第に体調を崩し、翌年初めには病の床につくようになりまして、ついに心臓発作のため8月6日の早朝永眠いたしました。…父は自分の生まれ育った琵琶湖畔の西源寺とその風景、そして村の方たちに限り無い愛着を持っていました。また、ふるさとに戻るにつけ兄常観を偲ぶこと切なるものがあったようです。

法名は常音自身がつけたという、一心院釈常音。現在、近角一家のお墓は、西源寺の境内にひっそりとたてられ、今も門徒の方々がお世話なさっている。

4 おわりに

この小論では求道会館に残された近角常観の従弟である三宅諦忍、丸山環の書簡の解題を中心に、常観研究に関わると思われるいくつかの出来事、事件などについてコメントし、特に親族関係など従来知られていないと思われる事柄を明らかにした。「はじめに」でも触れたが、求道会館所蔵書簡については岩田教授を代表とする科研研究成果報告書の第11章として大澤による『解題』があり、近角の人脈について人名紹介を中心にまとめられているが、特に「親族、親類」については項目がないので、次に、ここで取り上げた方々を改めてまとめておくことにする。

常観は欧米視察から帰国して2年後の1904年、34歳で八十島保太郎の次女で、当時二十歳のキソと結婚している。6人の子供に恵まれたが、長女と三男常聡を早くに亡くしている。次女勝子は求道会館へも通っていた生化学者の木村雄吉と結婚し、求道会館所蔵の書簡資料には八十島夫婦を始め木村夫妻からの書簡類、また、戦死した長男文常や次男の真観、四男聡信ら子供とのやりとりした書簡も多く残されている。文常は出征前に妻花をめとっている。次男の真観の長男が真一氏で、現在求道会館の所有者でもある¹⁵⁹⁾。

一方、常観の父常随は真宗大谷派の末寺である西源寺の第12代の住職で、常観が結婚する9ヶ月前に亡くなった。常観の実母千代野が亡くなって、雪枝を後添えとして西雲寺から迎えている。書簡資料には、常随（中には「老僧」となっているものもある）や雪枝関連の書簡も多く、家族や親戚の当時の様子が詳しく記されている。雪枝を母として弟の常音が1883年に生まれている。常音は妻に伊恵子（旧姓自在丸）を迎え、4人の娘に恵まれた。それぞれ結婚し、姓もかわり、渡辺隆子、西興子、磯野恭子、菅野とよね、として書簡資料には残っている（結婚前のものもある）。

書簡資料には常観の継母になる雪枝の実家である竹鼻関連の書簡も数多く残されている。雪

枝には少なくとも4人の兄弟／姉妹がいた。常観等がしばしば「大井の叔父」と呼んでいるのは長男であった教円で、その妻はすゑといた。長男が尚友（しょうゆう）で、その妻が静江である。彼らからの書簡も数多く残されている。教円夫婦には尚友の他に二人の娘と養女美嘉がいた。尚友が寺の住職となるまで数年間常観が住職の代務をつとめ、尚友の面倒も見ていたことから、尚友からの書簡も多く残されている。一方常観や常音が「柏原の伯母」と呼んでいる親戚は柏原村の浄法寺に嫁いだ東溪たつで、その子供が東溪大観である。姉妹のもう一人「馬上の伯母」とは馬上の誓順寺、梶井峰丸に嫁している¹⁶⁰。この他に家族の書簡でしばしば話に上がるのが「長浜の河崎叔父」であるが、この叔父とは長浜にある圓教寺の住職のことである。

一方、常観の実母千代野関係では、千代野の兄弟姉妹に馬上の円照寺を継ぐ恵誠（後利孝と改名）、西阿閉へ嫁いだとさ（たづとも呼ばれていた）らがいた。恵誠は後三宅諦忍の妻となる春江をはじめ、多くの子供をもうけた。一方、とさには3人の子供、環（丸山家の養子となる）、神開、諦忍がいた。常観にはこの他にも実母関係の叔父、伯母、また、いとこに当たる親族は多かった。いとこの中でも特に親しく付き合ったのは、丸山環と三宅諦忍であった。丸山環は9人の子供をもうけ、書簡資料にある丸山二郎、丸山四郎はその中の二人である。

書簡資料には寺院の「門徒中」からの書簡も何通か含まれている。郷土関係の寺院をまとめておくと、「西源寺」はもちろん常観が生まれ、住職を務めた寺で、「西雲寺」は雪枝の実家、「浄法寺」は常観の柏原の伯母の東溪、誓順寺は馬上の叔母の梶井である。寺院関係ではこの他に「了福寺遺族」からの手紙が残されているが、この寺は雪枝の実家がある大井の近くにある、虎姫町中野（現長浜市中野町）にあるやはり真宗の末寺で、たまたま筆者の母の実家でもある。母の叔父にあたる松見実言からのハガキも求道会館に残されていて、常音と年も近かったこともあり、親交があったようである¹⁶¹。

「西源寺の門徒中」、特に当時総代や檀家からの書簡類も多く残されている。現在もその子孫が無住になっている西源寺を懸命に守っておられる。書簡の差出人になっている方々としては、松井氏やこの地域に多い丸岡、八木氏や山岡、長谷氏からのものが多い。

明治、大正、昭和と激動の時期を絶対の信心をいただき、日夜実験に身を置き、駆け抜けた常観について、特に故郷での関係者について述べてきた。これからの常観研究に少しでも役立てばと願っている。常観と常音の兄弟は遠く故郷を離れ、自坊である西源寺の法務を同時にこなすのは大変であったことは想像に難くない。もちろん、門徒にしても無住に近い寺で色々と不便もあり、その維持には大変な気遣いと労力も必要であったであろう。にもかかわらず門徒ばかりでなく地域の信者や多くの若者が常観や常音の帰省を心待ちにし、機会あるごとにその法話や講演に耳を傾けた。長く続いてきた法要や寺の行事、宗門の護持にも心を配りながらも、常観や常音と一緒にあって仏法を聴聞し信心をいただくことに心から喜び、涙したのである。

あるご門徒の役員の方が常音に出した手紙に、次のようなことが書かれていた。それは、寺のものは常音様が西源寺住職をしながら東京の会堂を運営していることが規約上許されず、東京の会堂が取り上げられないか心配をしている。東京の学舎はご院主様の生命でございます。西源寺を犠牲にしてでも東京の方を生かしていただきたい。西源寺がつぶれる場合には、東京会堂の門徒としてでも、東京の方が現在のまま生きたる信仰の道場として堂々とやっていただきたいとただ念じております¹⁶²⁾、と。常観や常音は門徒の人たちの誇りでもあった。

前にも触れたが、兄弟よりも親しく言わば双子同様に育った常観の従弟東溪大観が日露戦争で戦死した時、母と二人残された幼い娘文千代が「ひげおじさん」常観にたどたどしい文字で手紙を送っている¹⁶³⁾。

ちかずみ にいさん おばさん

おてがみありがとー。ひげおじさんは、ゑんぼーのところ父上ぶつぜんへおまいりくださいれありがとー わたくしにいろいろ〜けっこーなおみやげにあずかり、ありがとーおんれーもーします。わたくしは、ほとけさまのおかげでまめでがっこーにいておりますからあんしんしてください。おとうさんは、このよには いなさらぬゆへ、ひげおじさまヲ、おとうさんと、おもってゐます。あとよろしくたのみます。おかあさんよりよろしくたのみます。さよーなら。

近角真一氏がこの手紙を読んで漏らされた「江州に脈々と受け継がれてきた精神風土の豊かさを感じます」という言葉が心にしみた。

資料：翻刻 [資料 3] ～翻刻 [資料 12]

◆ [資料 3]

明治 41（1908）年 7 月 8 日付、丸山環差出・近角常音宛（官製はがき）〈求道会館資料番号 8738〉

（宛所）「東京市本郷区／森川町一番地／近角常音様」

（差出所）「岡山ニテ／丸山環」

拝啓

小生事本月拾三日午前上京致暫時滞在之考に付毎度にて御氣之毒に候へとも宜敷御依頼申上候 昨夜御令兄にも拝顔致候乍憚木曾子様へも宜敷御頼置可被下候

敬具

七月八日

◆ [資料 4]

明治 41 (1908) 年 10 月 14 日付、丸山環差出・近角常音宛 (官製はがき) 〈求道会館資料番号 8743〉

(宛所)「東京本郷区森川町一番地／近角常音様」

(差出所)「名古屋西区南鷹匠町／一丁目拾番地／丸山環」

拙者事本月十七日より表記之処へ転地候考に付大倉より御預り被下金は第八高等学校宛にて御送り可被下候 増田君より日本来状四五日中に訳了之由 右之分は本月廿日頃小生宛にて送稿有ラレ度 貴下より御伝可被下候

十月十三日

◆ [資料 5]

大正 4 (1915) 年 4 月 22 日付、丸山環差出・近角常観宛 (封書・便箋 2 枚) 〈求道会館資料番号 6217〉

(封書表)「本郷区森川町一番地 近角常観様 親展」

(封書裏)「四月二十二日 牛込区赤城下町七十二番地 丸山環」

拝復愈御清適奉賀候陳者御尋に對し左に愚見開陳仕候

- 一 一高に再び入学を志望するは不可
- 一 八高 (名古屋) は工科は二組にて且つ受業後大学入学者之成績もよろしく氣候もよく健康地に候へは同校へ入学は願可然と存申候
- 一 八高は風儀に心配無候殊に寄宿舎に入らば猶更安全に御座候
- 一 小生は京都よりは名古屋の方よろしからむと存申候

追て三宅より御令弟様へ宛て履歴書発送候様通知有是に付宜敷ク奉願申上候

四月廿二日

近角学兄 机下

敬具

丸山環

◆ [資料 6]

昭和 5 (1930) 年 9 月 24 日付、近角常音差出・三宅諦忍宛 (封書・便箋 4 枚)

(封書表)「滋賀県伊香郡／古保利村字西阿閉／三宅諦忍様」「御返事」

(封書裏)「九月二十四日午後」「東京市本郷区森川町／一〇五 近角常音」

拝復

仰せの如く時下秋冷相催し候処御高堂御一同様弥々御健勝慶賀之至りに奉存候

日頃は当方よりも誠に申訳けなき御疎音何卒御寛恕之程願上候

陳者今日御来参に預り候貴村青年団之家兄講演之件実は先般長濱へ御越しの方ニ對しては小生は別段

日を期して御約束申上げたるわけにては御座なく候

近角常観の郷土における宗教活動とネットワーク（下）（三宅）

寧ろその方の御話にては九月中を希望致し居られ候哉ニ察せられ候ニ付兎ニ角一旦御帰村相成り十月にても差支なきや否や皆様御協議の上にて、十月にてもよいとの事ならば改めて東京むけ仰せ越しあり度くその際に於て本当の御相談申上ぐべしと申して御分れ致したる次第ニ候

今日御来書ニ接して家兄の方取調べ致し候処その後青年団の方よりは手紙参り居り、併しまだ延勝寺門徒の方へもたしかなる事申送り居らざる今日なれば貴方青年団の方に対して御返事申上ぐる迄ニ至り居らざりしやう申居り候而して十月九日^云は小生よりは申したる記憶はなく之は全く何かの間違ひと存候

御来書ニ接して今日色々勘考致し候て九日よりは亡父法要ニうつり度き存意ニ付その日ニ於て御伺ひ致すことはとても困難にて、若し日を繰り合はすとせば六日報恩講初退夜の夜分にでも参上致すより方法なからんと存候

家兄は五日夜東京立五六日午前中ニ自坊帰着、その日午後報恩講初退夜、夜分は近頃初退（「夜」ニ重書）夜丈は初夜を寝し居り候由故少し無理かとは存じ候へ共六日夜ならば貴村青年団の方へ御伺ひ致すべしと申居り候

右以外の時間にては何分にも都合つきにくき次第ニ付何卒その思召を以て青年団の方へ御話し被成下度此段宜敷々々御願申上候

次ニ早く御願ひ申上げなくてはと申しながら未だに何方様へも御依頼状延引致居り候次第ニ候
加前記の如く

十月九日午後退夜より翌十日日中迄

亡父 常随 廿七回忌法要

々 十日午後退夜より翌十一日日中迄

先祖 常賀 三百五十回忌法要

形ばかり相営み度存居り候次第ニ候法要御多端之折柄誠ニ恐縮之至りに候何卒万障御繰合せ被下御参詣を蒙り度此段宜敷々々御願ひ申上候 之は端を改め家兄より御願ひ申上ぐ可き筈ニ候へ共御心易すだてにこの機に於て御願ひ申上候次第改めて御願状差上げ申さず候間之を以てそれと思召被下是非御参詣被成下度此の儀幾重にも御願ひ申上候

先は勝手ながら御願ひをかね御返事迄

匆々敬具

九月廿四日

近角常音

三宅大兄^{御侍史}

六日夜にてよろしき時は青年団の方より一寸その事御返事ニ預り度願上候

◆ [資料 7]

昭和 6 (1931) 年 12 月 7 日付、丸山環差出・近角キソ子宛（封書・便箋 3 枚）〈求道会館資料番号 9846〉

(封書表)「東京市本郷区森川町一／求道学舎／近角キノ子様」[返]

(封書裏)「兵庫県武庫郡住吉、野寄四一八／丸山環／電話御影二四〇八番(「二」ハ挿入)」「昭和六年十二月七日」[返] 楕円形印・印記「緘」

拝啓今朝三宅神開君及二郎之通知に依れば御主人様にて脳溢血にて御就褥中之由貴官御一同様には定めて御心配之事と拝察致し申候

小生も突然之御発病にて驚入申候

承り候処にては言語も意識も明瞭之由先つゝ軽症の方かと推測仕候

此の際は申立る迄もなく絶対安静を主とし充分御静養之上一日も早く御全快被遊候様御祈り申上候

此許愚妹之如きは重症之脳溢血之為一週間余全不能にて数年之闘ひに到り漸く多少軽快に相成候も小生之友人なる前大阪高等学校長及八高之教授は幸に軽症之事とて殆ど全快執務又は活動致居られ候御主人之御様子は幸に軽症之様拝察致候

然し体質之関係上特に御注意相成度小生としても唯一人之従兄にて殊に毎年親交を厚く致居関係上是非とも本復為致度と存候間御家族皆々様充分之御看護被成下度御願申上候

不取敢以書中御見舞申上候

敬具

十一月七日

丸山環

近角令夫人殿

近角常音殿

◆ [資料8]

昭和6(1931)年12月14日付、三宅諦忍差出・近角常音宛(封書・便箋3枚)〈求道会館資料番号9965〉

(封書表)「東京市本郷区／森川町一〇五／求道会館内／近角常音様」[返]「137」

(封書裏)「滋賀県伊香郡／西阿閉／三宅諦忍拜」

拝啓

時下寒氣之節々御成候其後御不沙汰に打過申失礼仕居候備而

承り候はは御賢兄常観師は去月末より御発病御就床の由舎兄より通信に接候大に驚入申候其後の御翌過如何は候や何卒御大切之御身光演上人の問題も未解決の折柄是非御全快の上は御奮闘を願上度先般延勝寺御法事之節御帰地拝眉申候より余日無く御発病近来肥満し過ぎた様にも御見受け申候何は兎も有れ大切の上にも油断なく御保養とは存し候何卒専心御注意被下度御家内皆々様にも御心配の事と存し候先は乍延引御見舞の辞迄申上候

敬具

十四日

三宅諦忍

近角常音殿

◆ [資料 9]

昭和 7（1932）年 1 月 14 日付、丸山環差出・近角常音宛（封書・便箋 2 枚）〈求道会館資料番号 10387〉

（封書表）「東京市本郷区森川町一／近角常音殿」「168」「返」

（封書裏）「兵庫県武庫郡住吉、野寄四一八／丸山環／電話御影二四〇八番」「昭和七年一月十四日」

謹賀新年

旧年も御懇情を辱く候難有奉存候本年も不相変御親交之程奉願上候

御令兄様御病状は其後如何に御座候哉

御伺致度とも存候なから年末年始にて多忙之為失礼仕候

年末に比し大分御快癒に伺ひせられ候哉

其後之病勢一度御報知被下度願上候

御令兄令夫人様初め皆々様へ宜敷御伝被下度願上候

再度之発病は此の病氣之性質上尤も危険に候故多少御本復之兆候相

見へ候とも御油断なき様呉々も御勧め申上候

敬具

一月十四日

丸山環

近角常音殿

◆ [資料 10]

昭和 7 年（1932 年）5 月 14 日付、丸山環差出・近角常音宛（封書・便箋 1 枚）〈求道会館資料番号 6886〉

（封書表）「□京市本郷区森川町一／近角常音殿」

（封書裏）「兵庫県武庫郡住吉、野寄四一八／丸山環／電話御影二四〇八番」「昭和七年五月十四日」楕円形印・印記「緘」

拝啓其後は御無音に打過ぎ申訳無存候 御令兄御病状は如何にあらせられ哉

御伺申上度と存しなから多忙之為不知不識之間に失礼申上げ候 少しは御平癒の方へ御近付相成哉、

小生は来月には上京之予定に候も本月は東上不仕候 御序之節其後之様子御一報被成下度願上候 乍

憚皆々様へ宜敷御伝被下度願上候

敬具

五月十四日

丸山環

近角常音様

◆ [資料 11]

昭和 11（1936）年 5 月 27 日付、丸山環差出・近角常観宛（封書・便箋 2 枚）〈求道会館資料番号 4614〉

(封書表)「東京市本郷区森川町一／近角常観殿」

(封書裏)「神奈川県鎌倉材木座／進藤亭内／丸山環」「五月廿七日」「メ」

拝啓本日は御鄭重なる御書面を頂戴致し恐縮に奉存候

此度は御令息様御良縁有之御結婚被遊候段慶賀之至と奉存候

御両親様にも定めて御安神之御事と拝察仕り候

何卒新御夫婦にも互に敬愛を基とし特に御官隨之御関係上堅固たる信念を得られ千代八千代末永く御円満之家庭を御営み被遊候様切望に不堪候老兄には御病後に渡らせられ候

事とて小生も是非一祝宴に列し老兄之福德円満とし嬉しさふなる御顔を拝し親しく祝辞を述べ度と有居候処高血圧之為静養を要し候故愚妻一人席末を汚し小生は失礼致し候

遺憾千万に御座候

御蔭にて病氣も軽快に赴き又色々之都合も有之事とて本月末日限り当地引払ひ帰京可仕候何れ帰京之上拝芝御祝可申上候

御令室様へも宜敷御伝声被下度願上候

敬具

五月廿七日

近角老台_{侍史}

丸山環

◆ [資料 12]

昭和 20 (1945) 年 3 月 6 日付、近角常音差出・三宅諦認宛 (封書 切手無し・便箋 2 枚)

(封書表)「西阿閉、恩覚寺殿御住職／三宅諦忍様」

(封書裏)「延勝寺／近角常音」

拝啓

時下余寒厳しく候処御院内御一同様弥々御清祥奉賀候

平素は誠に御無沙汰に打すぎ申訳けも無之、^{私事}去月初より少時帝都の難をさけて少し大きな待避壕に這入る積りて帰郷当分滞在之積りに御座候 何分にも宜敷御願ひ申上げ度く候

偕て毎度勝手なこと御願ひ申上げ申訳け無之候へども今年は私共亡母 悲心院釈尼随悟二十七年に当り居り、斯くいふ重大時局下にどういふものかとも相考へ候へ共兎二角来る十三日午前午後と法要の職を御勤め頂き度くと思ひ立ち候次第二御座候

何かと貴台には御多用の御事重々拝察申上げ候へ共事二御繰合せ被下御参詣、

いつもの如く法務不案内の私事を御助け頂かれ候はゞ誠に難有き仕合せと存ずる儀に御座候

何分差迫りての御願ひにて御迷惑入り候へ共何卒御同情御参詣をたまはり度く此段特ニ御願ひ申上げ候

兄は右門徒の拝参致すに拱して御願ひ迄如斯ニ御座候

敬具

三月六日

近角常音

三宅大兄^{御侍史}

注

- 97) 「近代教育者の仏教観と教育実践—第六高等学校の池山栄吉の場合—」日本仏教教育学会編『仏教的世界の教育理論—仏教と教育の接点—』（法蔵館、2016年）、315 - 342頁。この点については、岩田文昭教授の御教示による。なお、池山氏の略歴およびドイツにおける歎異抄については蘭田香勲『有と無』（理想社、1965年）第1章注3（153-154頁）も参照のこと。
- 98) 岩田文昭教授からの電子メールでの指摘。
- 99) この序文は『求道』にも「池山氏独訳『歎異抄』序文」として再録されている（15巻2号、大正8年10月号）。
- 100) 『信界建現』第61号（昭和13年11月）。下の3.6参照。
- 101) 『信界建現』については15頁以下を参照。
- 102) マグニチュード6.8の直下型地震で、現在の長浜市で震度6を記録した。死者は約40人にのぼり、虎姫村は約3割の住宅が全壊し、被害も大きかったため「虎姫地震」とも呼ばれた。
- 103) 279-284頁。
- 104) 現長浜市虎姫町大寺の^{だいじ}霊泉山正福寺。
- 105) 「求道会館設立趣意書」のピラは求道会館書簡資料に残されている（資料番号10111）。『求道』紙上でも毎号趣意書とともに喜捨受領報告が掲載された。
- 106) 京都大学本館、府立図書館、市役所、円山公園を始め京都には武田の関わった建築物が多い。東本願寺山門前の噴水は竹内栖鳳の図案に、武田五一の設計によるもの。求道学舎、求道会館に関しては近角^{こかく}櫻子『求道学舎再生—集合住宅に甦った武田五一の大正建築』（学芸出版社、2008年）に詳しい。
- 107) 「求道会館落慶式始末」50頁。「迷信」的なトについては普段から論している。次のような注意もある。「但し一言注意して置きたいことは日月星辰を選ぶことと誤解せられぬことである。今日堂々と新聞紙上に九星を掲げて世の吉凶禍福を卜する迷信に投ぜんとする世の中なれば、今も干支に意味あることと、誤解せぬ様にせねばならぬ、唯同干支たるの因縁を以って皇太子を追慕し奉る迄である」（『求道』13巻1号）。
- 108) 75首の「皇太子聖徳奉讃」は聖人83歳の時、114首の「大日本国^{ぞくきんおう}栗散王聖徳太子奉讃」は85歳、11首の「皇太子聖徳奉讃」は奥書から86歳あたりに書かれたものと考えられている。
- 109) 『求道』4巻1号 および『慈光録』172-193頁。
- 110) 聖人の奥書と最初の4句が書かれている。
- 111) 『慈光録』の写本の裏には次のような説明、謝辞文が記されている。「加賀国金沢専光寺の所蔵なり。…聖人の真筆にかかる此の文の現存するは、親鸞聖人と聖徳太子との直接関係を語る稀有の材料にして、…泉光寺院主が嘗て著者の為に、特に撮影を許されしもの、ここに謹で其の厚意を感謝す」。
- 112) 聞き伝えであるが、利孝の長男秀雄も一時慶應大学図書館に勤務していたということであるが、これは常観の尽力があったということである。
- 113) 1902（明治35）年1月15日消印、資料3330。
- 114) 「愚峯」は彰如（句仏）上人の号。

- 115) 限定相続に関しては本願寺と大谷家との区別が不明であることなどから、整理については様々な問題が次々浮上し、当時の内局も目まぐるしく入れ替わることになった。問題は負債などの経済問題に限らず、彰如上人の婦人問題や素行も問題視された。管長辞退や隠居などについては、彰如自身「つい認めてしまった」ことを軽率な行動であったと後悔していたとの記述もある（『阿部恵水宗門秘願録』）。
- 116) 「革新運動経過概要 全国各地大会」『信界建現』1930（昭和5）年1月15日、創刊号。
- 117) この経緯については、例えば岩田（2014）第8章1「句仏事件」に説明がある。
- 118) 『真宗』第331号（昭和4年5月号）の達令で号外の記事が再録されている。なお、引用部の下線は筆者による。
- 119) 『真宗』昭和4年5月号。
- 120) 第8章 2「常観の宗門運動—法律・倫理・宗教伝統の次元」。
- 121) 岩田は、この点については、清沢満之についても同じであったと指摘している。なお当時、法的な意味で限定相続が家族制度を阻害するという見解もあり、寺務当局はこの反論として、京大教授で法制史の専門家三浦周行京大教授の講演会を開いたりして、限定相続決定を正当化しようとした（北西前掲書による）。引用の部分は『信界建現』第15号（昭和6年11月）より。
- 122) 丸山真男「超国家主義の論理と心理」、丸山真男（著）、古谷旬（編集）『超国家主義の論理と心理 他八篇』（岩波文庫）、2015年。
- 123) 「他力といふは如来の本願力なり」『信界建現』第16号（昭和7年1月）。
- 124) 『大阪毎日新聞』昭和10年2月20日。
- 125) 『真宗』1926年8月号、第334号。『大谷派達令類集』（昭和12年版）に「僧籍ヲ削除シ又ハ復帰ヲ許可シタルトキハ真宗誌上ニ於テ之ヲ公示ス」とある。（第10類第22条）
- 126) 『本山事務報告』第41号（1897／明治30年2月20日）。
- 127) 常観が外遊に出かけた明治33、34年ころの寺務総長で、処分理由はその放漫政策のために本山は巨額の負債を生じ、句仏事件のそもそもの責任者であるというもの。
- 128) 新しい『宗憲』では特に自信教人信の精神で宗政の運用もなされなければならないとして「同朋公儀」を全面に打ち出した。そして「家憲」もこの宗憲に適合するよう改正されたが、常観はこの改正によって「大谷家血統の断絶」の可能性も否定できないと指摘し、宗門改革運動を提唱し、結果本山からの処分を受けることになった。詳しくは岩田（上掲書）などを参照のこと。
- 129) これ以外で僧籍削除の対象となる場合は、「宗務総長から帰俗命令が出て、それに従わなかった」時。（第21条）帰俗命令は「派内の安寧秩序を保持する必要ありと認めたる時」出される。（第19条）
- 130) 僧侶の分限は宗制寺法で定められている。
- 131) 『宗報』第42号、1905（明治38）年6月25日。
- 132) 下線は筆者。教学研究編『近代大谷派年表』（第2版）東本願寺、2004年。清沢らの処分については84頁、近角常観については150頁。なお清沢らの処分は翌年1898年に蓮如400回忌に伴って解除された。
- 133) 昭和8年発行の『真宗大谷派寺院録』第6版では、住職欄が空白になっている。
- 134) 塚原についても同じ。常音の場合は身分が「元衆徒」で、その他の命言は同じである。
- 135) 大谷派東本願寺文書科著『大谷派達令類集』（明治43年）「宗制寺法」第101条。
- 136) 求道会館資料書簡番号4613。昭和11年5月27日付で西源寺門徒の丸岡彦惣から近角常観宛に転送されたもの。

- 137) そもそも『大谷派達令類集』には「寺号剥奪」と言うような処分はない。ただ「住職ニシテ奪班以上ニ該シ者ハ其寺格又ハ寺跡ヲ既奪スルコトアルヘシ」（第八十八条）とあるので、思い違いであろう。
- 138) 同じ頃、句仏を擁護し、常観とも近しかった石川舜台が亡くなっている。死亡に伴って本山から「除名」を宥免された（1931年12月31日）。
- 139) 宛名は「キソ子様」となっている。この時代、名前の表記にはいくつかのバリエーションがあった。
- 140) 求道会館の書簡データベースには天日嶽惠剣の子息徳雄が戦地から送った見舞状も残されている（資料番号9877）。
- 141) 発病した時の様子については『信界建現』「近角常観発病の次第及現時の病状」（第16号（1932（昭和7）年1月20号）参照）。
- 142) 三宅諦忍からの電報は昭和13年10月7日に打たれている（資料番号4466）。11月4日付、丸山環の次男丸山二郎と妻芳子からの悔やみ状（資料番号4469）。
- 143) 「大阪毎日新聞」、「東京朝日新聞」など多くの新聞で報道された。資料は岩田文昭教授から提供を受けた。
- 144) 宗門としても、昭和10年には「文部省より大谷派官庁へ、天皇機関説を排除し、国体明徴の趣旨を門末へ徹底するよう協力」要請があり、翌年には法主が明治神宮へ参拝し、続いて伊勢神宮にも参拝している。また、この時期国家総動員法に連動して、真宗10派連合も「国民精神の発揚と宗団の全能力をあげて奉公の実をあげるよう決議」し、大谷派も法主が北支上海方面に慰問に出かけたり、支那事変一周年記念報国法要を営んだり、全面的に支援している。（教学研究所編『近代大谷派年表』第二版、東本願寺）
- 145) 丸山環の四男四郎がやはり陸軍歩兵一等兵としてこの時戦場に赴いていたが、文常の戦死に対し、常観宛に軍事便で悔やみの手紙を送っている。求道会館資料書簡番号4565。
- 146) 満州の文常から多くの手紙が家族のもとに届き、印象に残る何通かについて紙面でも紹介されているが、求道会館資料にも多くの手紙類が残されている。
- 147) 現在この書簡は西雲寺に所蔵されているが、住職の竹ヶ鼻和友氏のご好意で掲載の許可をいただいた。
- 148) 「拾月3日夜」付けで母から出された、文常への最後になる軍事郵便が残されている（差出人は常観になっている4994）。「表記ノ者現在当隊ニ在籍セズ差出人ニ返送サレタシ」と紙片が貼られ、返送され、求道会館に残ったものであろう。近況とともに、お父上も元気で、叔父さんは江州へ報恩講をつとめに行かれた旨、記されている。常音の手紙と照らし合わせると、投函直後に朝日新聞の記者が訃報（名誉の戦死）を伝えに来ていることになる。
- 149) 電話がまだ普及していないこの時代、緊急時の通信手段として電報の役割の重要さが知られる。
- 150) 句仏上人も求道会館に悔やみに訪れ、兩人の法名の染筆をなされたということである。
- 151) 文殊法常爾。法王唯一法。一切無碍人、一道出生死。一切諸仏身、唯一法身。一心、一智慧、力無畏亦然。
- 152) 『信界建現』の第57号にある「一無碍の徹底」と題した講話。
- 153) 『信界建現』最終号および近角常観著『歎異抄愚注』（山喜房佛書林）「露命わずかに枯草の身にかゝる」（374頁）。
- 154) 『信界建現』62号は1938（昭和13）年11月20日発行。常観最後の様子については常音が『書簡抄・法話抄』「昭和16年12月17日」にしたためている。院号法名は求道院釈常観。
- 155) 近角常音上掲書「近角常音先生御法話集」108頁。

- 156) 1919 (大正 8) 年 12 月 14 日命終 (近角真一氏による)。法名は悲心院釈尼随悟。
- 157) 上掲『書簡抄・法話抄』91 頁。
- 158) 上掲『書簡抄・法話抄』184-5 頁。
- 159) 真一氏は現在東京建築士会会長に就任し、2007 年には求道会館・求道学舎リノベーションで都市住宅学会賞業績賞を受賞している。リノベーションの詳細については妻の近角櫻子著『求道学舎再生』に詳しい。
- 160) 本稿の(上)の注 42 (124 (330) 頁)で「[「^{まけ}馬上の伯母」とは恵誠の妻梢のことか]、と説明したが、この伯母とは、馬上の誓順寺、梶井峰丸に嫁している伯母のことである。
- 161) 1 通 (資料番号 1587) は実言からの年賀状、もう 1 通 (資料番号 3194) は若くして病死した実言の葬儀に際しての了福寺遺族からの弔詞、香儀お礼である。
- 162) 昭和 15 年 8 月 25 日付丸岡由蔵から常音宛書簡、資料 2274。
- 163) 求道会館書簡資料 6530。求道会館資料では「■■■年 10 月 10 日付」となっているが、大観は明治 38 年 8 月に日露戦争で戦死したので、■■■年は「明治 38 年」である。

(三宅 正隆, 立命館大学国際関係学部教授)

Chikazumi Jokan's Religious Activities and Connections in His Home Province

This is the second half of this paper.

Despite the historical impact of his influence on the modernization of Buddhism in the Meiji Era, little has been written about CHIKAZUMI Jokan (近角常観), a Shinshu (True School) Buddhist priest of the Higashi-Hongan-ji Branch, until a recent research project led by Professor Iwata of Osaka Kyoiku University. Professor Iwata's research team founded the Archive of Chikazumi Jokan Research Data Site and compiled a database consisting of thousands of letters and postcards to and from Chikazumi. The author learned from Professor Iwata's publication that little was known of Chikazumi's private life before he moved to Tokyo, including the name of his birth mother. Furthermore, the author found many familiar names in the epistolary database. In this paper, the author will illuminate aspects of Chikazumi's life in his birthplace that have not previously come to light, with special attention to connections with the cousins on his mother's side of the family, including annotated translations of correspondence between Chikazumi and his cousins, including both letters in the Chikazumi data base and other correspondence found at the author's home. Chikazumi was raised in a rural area in Japan, where a traditional parishioner system still existed, and was the head of a temple there. At a time when Buddhists were being persecuted in the wake of the consolidation of State Shinto, Chikazumi devoted himself to the guidance of many younger Buddhists who would become future leaders in the faith. Thus, he was an important reformer of traditional Buddhism and, as such, further research on his activities in his home province will be significant.

(MIYAKE, Masataka, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)